

## 經濟教育委員會記錄

1 日 時 令和7年12月10日(水曜日)

開 会	午前10時16分
休 憩	午前11時07分
再 開	午前11時45分
休 憩	午前11時52分
再 開	午後 1時08分
休 憩	午後 1時09分
再 開	午後 1時52分
閉 会	午後 2時06分

2 場 所 第3委員會室

3 出席委員 9人

委員長	豊岡達郎
副委員長	金岡貴裕
委員	金山茜
//	野上明人
//	柏佳枝
//	織田伸一
//	松井邦人
//	大島満
//	鋪田博紀

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【教育委員会】

事務局長	野嶽 誠司
事務局次長（総務・社会教育担当）	高田 興真
事務局次長（学校教育担当）	河原 弘幸
図書館長	熊本 真紀
科学博物館長	笠間 信行
民俗民芸村管理センター村長	野村 学
参事（施設管理担当）	佐伯 誠司
参事（学校再編推進課長）	山崎 悟
参事（学校施設課長）	高波 宏明
参事（郷土博物館長）	耕作 優
教育総務課長	竹内 孝
学校教育課長	大窪 智恵子
学校保健課長	舩田 恵美
生涯学習課長	加藤 孝一
教育行政センター所長	横越 純
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
教育センター所長	山岸 朋子
市民学習センター次長	備後 淳一
教育総務課主幹（調整担当）	高岡 太郎

## 【商工労働部】

部長	山本 貴俊
部次長	若松 潤
部次長（コンベンション・薬業物産・観光振興担当）	原 雅博
参事（企業立地担当）	西田 清和
参事（商工労政課長）	柵 伸治
参事（コンベンション・薬業物産課長）	岡地 睦美
参事（公営競技事務所長）	島崎 幸仁
企業立地課長	卜蔵 雄治
観光政策課長	柏木 克仁
職業訓練センター所長	小川 晃弘
牛岳温泉スキー場所長	小向 圭
商工労政課主幹（調整担当）	石黒 智一

## 【農業委員会事務局】

事務局長	片山 建
事務局次長	梨木 孝人

## 【農林水産部】

部長	高柳 誠
部次長	金井 誠
部次長（技術担当）	五十嵐 健治
農林事務所長	奥田 孝治
地方卸売市場長	水野 智
参事（農政企画課長）	谷井 隆彦
参事（農業水産課長）	余川 洋成
森林政策課長	中島 光輝
農村整備課長	笹木 明子
国営農地再編整備推進室長	島原 明
農林事務所農業振興課長	大杉 将人
農林事務所農地林務課長	村井 博昭
地方卸売市場次長	小林 将司
営農サポートセンター所長	増山 進平
農政企画課主幹（調整担当）	小林 桂

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長	鳥取 則子
議事調査課主任	澤井 将
議事調査課主任	江部 なな恵

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和7年12月定例会の経済教育委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（6名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、大島委員、鋪田委員を指名いたします。

これより、教育委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第156号 富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第157号 富山市郷土博物館条例の一部を改正する条例制定の件、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

教育総務課長 〔議案第156号について、議案概要書により説明〕

郷土博物館長 〔議案第157号について、議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
まず、議案第156号について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第157号について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第156号、議案第157号、以上

2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第156号、議案第157号、以上  
2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いた  
します。  
次に、当委員会に付託されました、  
令和7年分陳情第34号 富山市内の小・中学校に  
おける「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情  
を議題といたします。  
陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。  
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 次に、本陳情につきまして、当局の見解を求めます。

学校教育課長 富山市内の小・中学校における「いじめ」をなくす  
取り組みに関する陳情の、3点の陳情趣旨について  
見解を説明いたします。  
初めに、陳情趣旨1点目の、富山市内の小・中学校  
における月間、年間のいじめの認知件数を富山市の  
ホームページ内の目につきやすいところに公開する  
ことについて、富山市立小・中学校における年度別  
のいじめの認知件数については、例年、文部科学省  
が実施している児童生徒の問題行動・不登校等生徒  
指導上の諸課題に関する調査の公表に合わせて、富

山市教育委員会定例会での報告事項として教育委員会委員に説明し、定例会後に富山市ホームページ内の教育委員会の会議の参考資料として公開しております。

昨年度の認知件数につきましても先月の教育委員会定例会にて報告事項として説明したところであり、今月中に富山市ホームページに公開することとしております。

月別の認知件数につきましては、場合によってはいじめの具体的な発生時期などが推測され、学校や個人の特定につながるおそれがあることや、公表することがいじめの発生件数の減少につながるものではないと捉えており、教育委員会としては公開する必要はないと考えております。

次に、陳情趣旨2点目の数値目標を設定し、ホームページで公開し、市民と共有することについて、いじめの認知は正確に漏れなく実施するべきものであり、認知件数自体に数値目標を設定することは、その趣旨にそぐわないものと考えております。

いじめをなくすためには、いじめは相手の人権を侵害する行為であり、全ての学校において絶対にあってはならないという認識の下、未然防止の取組を推進していくことが何よりも大切なことであると考えております。

その上で、もしいじめが発生した場合は、組織で即時に対応し、関係機関等との連携を図りながら、早期解消に向けて取り組んでまいります。

なお、教育委員会では、例年、富山市議会議長に報告しております教育委員会事務管理執行状況点検評価報告書においていじめの解消率に目標数値を定めており、引き続きいじめ解消率100%を目指してまいります。

最後に、陳情趣旨3点目の市民と協力し、その目標を達成する努力をすることについて、教育委員会では、いじめは全ての子どもに関わる問題であるという認識に立ち、いじめがなくなること及びいじめを1つも見逃さないことを目指しています。

特に、いじめをなくすためには家庭での教育が不可

欠であると捉えており、保護者向けのいじめ防止に関するリーフレットを配布しているほか、学校長とPTA会長の連名で、言葉遣いとSNS利用に関する環境づくりを保護者をお願いしております。また、本市の全小・中学校に設置されております学校運営協議会の機能を生かし、学校と家庭や地域等が協力・連携し、児童・生徒が安心・安全に生活を送るための指導や見守りに努めているところであり、このような取組を推進することでいじめ問題に取り組んでいきたいと考えております。

委員長                    それでは、本陳情についての御意見、または、ただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

鋪田委員                    いじめは重大な人権侵害であることは言うまでもありません。

ただ、本陳情においては、その原因を家庭教育、道徳教育としながら、一方で地域住民という表現もあるなど、そもそも目的と原因が結びついていないような感じがします。

また、数値目標については、教育の観点で言いますと、例えばこれまでも全国学力・学習状況調査等で数値が公表されたことで自治体間の競争になったことがありました。本来、全国学力・学習状況調査等は、今までの指導の成果や、それがどのように改善されたのか、あるいはうまくいっていないところを改善するために行っているものでありますが、単に学力の競争になっています。

もし今回のいじめの数値を市ホームページで詳細に公表すれば、それがいたずらに競争をあおる結果にもなりかねないのです。

そして、数値目標を設定することについては、先ほど学校教育課長から説明がありました。いじめをゼロにしていくことが大変大切なのであって、どれだけ削減したのかは大事ではないと思います。そのような観点から、この陳情には賛同できません。

委員長                    ほかに質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和7年分陳情第34号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、令和7年分陳情第34号を挙手により採決いたします。  
本陳情は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長 挙手なしであります。  
よって、不採択とすることに決定いたしました。  
以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。  
次に、  
富山市立図書館の開館時間等の変更について  
当局の報告を求めます。

図書館長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

野上委員 図書館本館の開館時間を1時間縮めるということですが、利用者がいないということでしょうか。

- 図書館長 金曜日、土曜日の図書貸出し利用者について調べたところ、午後7時から午後8時までの利用者は1日当たり17.2人、割合としては4.6%となっております。
- 野上委員 私が聞きたかったことは、自習室を使っている人がこの時間帯にはもういないので早く閉める判断をしたのかということです。
- 図書館長 本館5階に閲覧室を設けており、定員は59人としておりますけれども、今回の変更に当たりまして、午後7時前にいらっしゃる人数を確認したところ、20人ほどいました。  
ただ、午後8時近くになると8人程度になっておりまして、午後8時より前にはある程度の方がお帰りになっていると思っております。
- 野上委員 そうすると、午後7時以降に残っている人はこれからは使えなくなるということだと思っておりますけれども、問題ないのでしょうか。
- 図書館長 図書館本館は閉まってしまいますので、今後は利用できないこととなります。お住まいの地域の状況にもよるとは思うのですが、例えばC i C 4階のとやま駅南図書館では、金曜日は午後8時まで開館していますので、これまでと同じ時間まで利用できます。  
しかし、土曜日の開館時間は短くなっておりまして、利用時間に御配慮いただくことを、御了解いただきたいと考えております。
- 鋪田委員 夜間と言っていいのか、そのような時間帯の子どもたちの居場所については、今ほど野上委員がおっしゃったように、教育委員会としても今後考えていく必要があると思います。  
例えば、中高生が駅前の商業ビルの食堂街で1,000円近くするような定食をわざわざ頼んで教科書を広げている光景を見られたことはありますか。実

際、子どもたちは居場所がなくて、そのようなところにいるということを御承知おきいただきたいと思  
います。

図書館本館については大きな建物なので、やはり光熱費や職員の配置の問題等もあろうかと思  
います。そのことについては理解いたしますが、自宅での勉強や塾に通うことができない子どもたちもいるので  
す。そのような子どもたちの居場所の確保については、教育委員会としても、今後とも配慮いただきたい  
と思いますが、この点についてどのようにお考え  
ですか。新しく施設を整備しようという話ではなく  
て、そのような状況があることについて御理解いた  
だけているのか、お答えいただけますか。

学校教育課長 鋪田委員からの御意見につきまして、中高生が、夜  
間に駅周辺で飲食をしながら、教科書やワークシ  
ート、ワークブック等を開いている状況は見たこと  
がございます。

そのようなことから、関係機関、関係部署等と連  
携を図りながら、子どもたちの居場所をどのよう  
なところに設けられるのか、また考えて検討してま  
いりたいと思えます。

鋪田委員 子どもたちはそこに行かざるを得なくて行っている  
ことを御理解いただければありがたいと思えます。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、教育委員会所管分で、議案及びただいまの報  
告以外に何か質問はありませんか。

野上委員 来年1月13日から1月26日まで、図書館本館と  
婦中図書館の学習室等が使えなくなるというお知  
らせを市ホームページで拝見いたしました。例年こ  
の時期は使えないのでしょうか。

図書館長 現在周知しております来年1月13日から1月26日までの14日間の大変長い休館につきましては、例年のものではなく、その期間に図書館ネットワークシステムの機器の更新を行うためのものです。全館にわたる大変大規模な更新で、機器等の取替えや新しい機器での研修を行うことを予定しております。また、今回、例年は別の時期に行っている蔵書点検を併せて行います。2週間の休館となり、皆様には大変御迷惑をおかけしますが、機器が新しくなり、使いやすい図書館となることを目指しておりますので、御了解いただきたいと考えております。

野上委員 一言苦言を呈しますが、受験生にとって一番大事な時期で、先ほど鋪田委員がおっしゃったように、勉強できるスペースがない人もいると思うのです。私自身もかつて、十何年かずっといろいろな図書館を利用していました。気持ちとしては、午後8時で閉館するのではなく、休館なしで、公共交通機関が動いている午後9時、午後10時まで開館していただきたいと思っています。これは図書を借りることが目的ではなくて、とにかく学習スペースを確保していただきたいのです。特に寒いときや暑いとき、気候の厳しいときに、やっぱり暖かいところや涼しいところで勉強したいのです。また、とやま駅南図書館には飲食をしないようにと書いてあるのですが、飲食しながら勉強したい人もいると思うのです。なるべく広いスペースで勉強したいと思う人が快適な環境で勉強ができるように少しでも多くスペースを確保していただけるよう、努力していただきたいという気持ちをお伝えしておきます。

大島委員 ちょっと長くなると思うので、お許しいただきたいのですが、古志はるかぜ学園についてお尋ねいたします。条例改正により浜黒崎小学校がなくなるという決断をしまして、令和8年4月1日から古志はるかぜ学

園がいよいよ開校します。

転入学を考えている方々は、保護者も含めて、希望と不安があるだろうと思います。

開校2年目になれば、例えばオープンキャンパス、体験入学、見学会を通して、どのようなことを行っているのか知ることができると思いますが、最初の年は、どのような学校になるのだろうか、どのような先生がおられるのだろうか、いろいろな不安を抱えていらっしゃると思います。

入学者を90人程度募集する予定のところ、学園説明会に91人の申込みがあったと新聞に出ておりましたけれども、まだ3か月ぐらいありますので、開校に当たって、中身やスタッフについてもう少し知ってもらうために説明会やワークショップを実施できないかお尋ねします。

学校教育課長

今ほど大島委員がおっしゃったように、来年4月に開校する古志はるかぜ学園につきましては、今まさに転入学を希望する親御さんやお子さんから、その希望を受け付けているところでございます。

教育委員会といたしましては、親御さんやお子さんの希望や不安に寄り添えるように、今現在、転入学者への説明会を開催する予定です。

そのときにぜひ情報を提供して、少しでも希望を持っていただき、不安を解消できるようにしてまいりたいと考えております。

大島委員

学園説明会に91人の申込みがあったと。保護者の方に本当に転入学する可能性があるのはどのくらいの人数かとお聞きすると、3分の1か4分の1程度になるのではないかとおっしゃる方もいらっしゃいました。学園説明会にはたくさん来られたので、ほとんどの方が転入学を希望しているのかと思ったら、やっぱりハードルが高いと。

校内サポートルームは多くの子どもたちが再び学校に行くきっかけとなっており大変評価が高く、保護者の方は感謝していらっしゃいましたが、それをやめてまで在籍校から古志はるかぜ学園に転校した場

合に、後戻りができないのではないかと不安を抱えていらっしゃると思います。転入学を決めるためには古志はるかぜ学園と在籍校の2つの面談をクリアしなければならぬことが大きなハードルになっているとお聞きしているのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

学校教育課長 在籍校における面談と、転入学に係る教育委員会の面談の2つがあります。

一番大事にしていることは、やはりお子さんの思いです。もう一度学び直したい、新たな学びの場で進んでいきたいという思いを確認させていただきつつ、今、お子さんにとってどちらの学びの場が本当にいいのかを慎重に確認していくことが大事だと思っております。

在籍校における面談で実際にお子さんの様子を見てきた学校職員や、親御さんと連絡を取り、相談を受けていた教職員が、現在のお子さんの状況、思いや親御さんの思いをしっかりと確認します。その上で、在籍校を離れ、学びの多様化学校である古志はるかぜ学園に転入学することがそのお子さんにとって本当にいいことか、やはり丁寧に慎重に確認していくことが必要であると考えております。

そのことから、在籍校における面談と教育委員会における面談を設けております。

大島委員 ちよっとくどいようですけれども、学校に行きづらくなった子どもたちの中には、在籍校の校長、教頭、先生方と合わず学校へ行けなくなった方もいらっしゃいます。保護者にとってはどうか分かりませんが、お子さんが本当に心を開いて面談ができるのかどうか、慎重に確認すると言われるとちょっと難しいと考えますので、その辺はもう少し検討いただきたいと思っております。

次に、地域への説明会についてです。浜黒崎小学校が古志はるかぜ学園に変わることを地元の方は知っていると思うのですが、その学校では、どのような子どもたちがいてどのような教育が行われるのか、

例えばお子さんたちの登下校の時間がばらばらで、来たり来なかつたりすることもあるなど、地域の方々にもしっかりと説明する機会を設けていただかないといけないと思います。

最初から特別な学校だと思われてトラブルがあったら、後戻りできないというか、古志はるかぜ学園を母校にしようと転入学を希望するお子さんや保護者の方々と地域の方々との信頼関係が崩れてしまい、交流ができなくなるのではないかと心配しているのです。自治振興会の方々にはお伝えしているのかもしれませんが、それ以上に範囲を広げて開校までに地域の方々へ説明をしていただかないと、受け入れてもらえないのではないかと不安をお持ちの保護者の方も多分いらっしゃると思うのです。その辺はどうでしょうか。

教育総務課長

大島委員がおっしゃるように、開校してから地域の方々の御協力、御理解をいただくことも非常に大事だと認識しております。

詳細な日時については今、持ち合わせていないのですが、本年9月頃に地域からの声もありまして、自治振興会の会議でお時間をいただきまして、浜黒崎小学校が令和8年3月末をもって閉校し、学びの多様化学校を開校することをお伝えしました。大島委員がおっしゃるように、地域の方からは、どのような児童・生徒がこの学校に通うのか、あるいはこれまでのような地域の学校への協力、理解をどのような形で行えばいいのかというお話もいただいております。

その中で、自治振興会の役員の皆様から、町内の住民の方からもそのような声があるということをお聞きし、お時間を頂戴して私どもから説明をさせていただいております。

その説明については1回限りではなく、地域の方に段階的に説明しているような状況でございます。大島委員からもそのような御意見を頂戴しましたので地域からの要望をいただければ、また機会を捉えてこちらから丁寧に説明をさせていただきたいと考え

ております。

大島委員

地域からの要望で実施するのではなく、教育委員会から働きかけて実施してほしいのです。

自治振興会の役員は1年か2年で替わりますし、普通の小・中学校であれば地元のPTA組織があるのですが、この学校は地域のPTAという形ではないのです。ほかの小学校、中学校とは違うということも含めてやはり積極的に御説明いただかないと、円満にスタートが切れないのではないかと非常に心配しております。

これで最後にします。先ほど言いましたが、校内サポートルームについてもメタバースについても、皆さん非常に高く評価しておられます。その気持ちを酌んで、今回の新しい学校にも積極的に取り組んでほしいと皆さん強く思っています。

令和7年12月6日（土曜日）の富山新聞に専門家が富山市の不登校支援をすばらしいと評価している記事が大きく出ていました。先ほどの分科会で、水橋学園開校記念広告を掲載するのは北日本新聞だけだという話がありましたけれども、富山新聞も富山市の教育を取材して非常にいい記事を書いています。その辺も含めて、ぜひ地元との信頼関係を築いていけるように、開校まで取り組んでいただくようお願いして終わります。

鋪田委員

古志はるかぜ学園と水橋学園に共通しているのですが、今定例会の一般質問において、古志はるかぜ学園での教育活動について、全ての児童・生徒はユニークな存在であるという理念の下、この学校で得られた知見を市内全ての教職員に広めていきたいという趣旨の答弁があったと思います。

昨年、総務文教委員会で視察した福島県大熊町の義務教育学校は非常にユニークな教育をされていました。校長先生あるいは大熊町教育委員会は、ユニークな教育はこの学校でしかできないけれども、ここに赴任してきた先生たちが福島県内の他校に異動したときに、この学校の理念を伝えていくことができ

るとおっしゃっていました。その学校をベースに教育改革に本気で取り組み、より深化させようと努力されていました。

今定例会での教育長の答弁は恐らくそのようなニュアンスを含んでいるのだらうと思うのです。古志はるかぜ学園あるいは初の義務教育学校である水橋学園が開校するので、このような理念をただのスローガンにするのではなくて、具体的にどのように取り組んでいくのか、また、教員を通して富山市の教育を県全体に広げていくのだという意気込みが必要ではないかと思うのですが、このあたりについて何か御所見があればお答えください。

学校教育課長

今ほど鋪田委員からお話がありました、全ての児童・生徒がユニークな存在であるという理念については、子ども一人一人を丁寧に見て、一人一人に合った支援をしていこうということで、これは現在も富山市内の小・中学校で共通理解を図った上で進めていることでもあります。

それを踏まえて、授業改善や研修も行っていますが、古志はるかぜ学園や新たにつくる水橋学園はそのような点にさらに注力し、子ども一人一人に寄り添った支援や学習活動等を展開していくことができると私たちも捉えております。

教育委員会といたしましても、その子どもを捉える目や、支援方法については、市内の教職員等で共有していきたいと考えております。例えば、通常の授業や子どもを支援する際の配慮について古志はるかぜ学園あるいは水橋学園で働く教職員と市内の小・中学校教職員が意見交換をする場などを設けたいと考えております。

また、両校ともに公立の学校でございますので、教職員の人事異動があります。

そのような場を通して、そこで得たものを汎化し、他の小・中学校等に広めていくことも想定しています。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

補足となります。

教育委員会としては、一般の公立小・中学校に通う全ての児童・生徒が、一人一人違って当たり前で、同じ人間はいないと思っています。

現在の教育では、国は、個別最適な学びと言っていますが、子ども一人一人に寄り添っていくことを大事にしており、まさに教育の原点であると捉えています。

古志はるかぜ学園においては、一人一人の特性に応じて寄り添っていくこと、また義務教育学校水橋学園においては、小学校、中学校のそれぞれのよさをいいとこ取りして、より高い教育を目指していきたいと考えております。

幸い富山市は中核市であり、研修権限を持っておりますので、市独自に様々な研修を行っております。その研修の中に、古志はるかぜ学園や水橋学園の教員と語り合う会のような、教えるということではなくて、率直に感じたことを共有し合う場を設けることも現在検討しているところです。

学校教育課長も申し上げましたとおり、人事異動もありますが、それ以上に中核市として研修権限を持っている強みを生かして、市全体の教育が一人一人の子どもに応じた、個に寄り添った教育となるように努めていきたいと考えております。

鋪田委員

私はいつも抽象的な質問ばかりで、答えにくいことがたくさんあると思うのですが、教育理念としてどのように子どもたちと向き合っていくのかという考えがあって初めていろいろな施策が出てくるので、やっぱり折に触れて教育委員会の考え方をメッセージとして発信していく必要があると私は思っています。

私も、日常ではないのですが、年間を通して学校で授業のサポート、補助をしています。先生たちの様子や、子どもとどのように向き合っているのか、よく分かっているつもりではありますが、こうしたことはもっと外部に発信していく必要があると思っています。

その中の1つとして、学校運営協議会がありますけれども、私はそこにもどんどん発信して、学校運営協議会をもっと強化していくべきだと思います。先ほど古志はるかぜ学園はPTAが地域単位ではないという話がありましたけれども、多分、学校運営協議会かそれに近い形のものをつくられると思います。そのような組織としっかりとコミュニケーションを取りながら、よりよい学校づくりに向かって、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で経済教育委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午前11時07分 休憩

~~~~~

午前11時45分 再開

委員長 経済教育委員会商工労働部所管分の議案の審査を行います。  
議案第154号 富山市岩稲ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第166号 土地処分の件（金屋企業団地分譲地）、  
議案第167号 土地処分の件（呉羽南部企業団地分譲地）、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

観光政策課長 〔議案第154号について、  
議案概要書により説明〕

企業立地課長 〔議案第166号について、  
議案第167号について、

議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。  
まず、議案第154号について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第166号について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第167号について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第154号、議案第166号、議案第167号、以上3件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第154号、議案第166号、議案第167号、以上3件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案どおり可決されました。  
以上で、商工労働部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、商工労働部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

商工労働部長 1つ、よろしいでしょうか。  
(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業における債務負担行為の追加の審査に当たって、皆様には大変御心配をおかけしております。さきほどの分科会でも御意見をいただきましたが、例えば最新の学びや、常に更新を意識した展示、既存施設とのすみ分け、郷土の科学者であります田中 耕一さんや本庶 佑さんなどの御紹介も当然想定しているところであります。このPFI手法は、性能発注でございますので、なかなか具体的にお示しできない部分もございますが、ぜひともいい施設にしてまいりたいと思います。

委員長 それでは、この程度にとどめます。  
以上で、経済教育委員会商工労働部所管分を終了いたします。

午前 11時52分 休憩

~~~~~

午後 1時08分 再開

委員長 経済教育委員会農業委員会事務局所管分に入ります。  
農業委員会事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、経済教育委員会農業委員会事務局所管分を終了いたします。

午後 1時09分 休憩

~~~~~

午後 1時52分 再開

委員長 経済教育委員会農林水産部所管分に入ります。  
議案第155号 富山市八尾ゆめの森交流施設条例  
の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

農林事務所 〔議案書及び議案概要書により説明〕  
農業振興課長

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結  
いたします。  
これより、議案第155号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第155号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、農林水産部所管分の議案の審査を終了いた  
します。  
次に、農林水産部所管分で、ただいまの議案以外に  
何か質問はありませんか。

鋪田委員 今定例会の木地議員の一般質問で、有機米が給食で  
提供されたことを五福小学校を例に紹介されてお  
りました。

食育や地産地消の観点から学校給食に地場産の農林水産物を採用してはどうかとの提案がこれまでも度々ありました。しかし、所管である教育委員会は、これまで供給量の問題等で難しいと答弁していたと思います。

これは教育委員会だけでは解決できない問題ですし、やっぱり組織横断的に取り組む必要があると考えます。

食育の観点からは、せっかくの地場産野菜を採用してはどうかということがあり、供給側の立場からは、消費できるマーケットがあれば、程度によりますが、有機米を含め生産を拡大したいとの思いがあるのです。

そのようなことを組み合わせていくことが広い意味でサーキュラーエコノミーの考え方につながっていきます。教育委員会、農林水産部それぞれが何とかしようということではなくて、同じ組織の中でいろいろな共通課題を見つけて取り組んでいくことで、今後の農業の発展にもつながっていくし、食育がもっと進んでいくことになると思うのです。

このようなことについては初めてお話をするので、答弁はなかなか難しいかもしれませんが、広い意味でのサーキュラーエコノミー、それから組織の中でそれぞれが持っている課題を一緒に解決していこうという考え方についてどう思われるのか、部長の所見を伺います。

農林水産部長 委員がおっしゃる学校給食における有機米の活用の事業を行うに当たりましては、教育委員会とも綿密に打合せをしながら一緒に取り組んできましたので、これまでも教育委員会とばらばらで取り組んでいたわけではございません。

昨年度の学校給食に使用された市内産の野菜は合計22品目で、それだけ地場の野菜を使っているという資料がございます。

有機農業を広めるに当たっては、出口をどのように設定していくのかという問題が一番大きいと感じております。出口がしっかりすればモチベーションが

上がって、有機農業をやる人、やりたい人が増えてくるのではないかと思います。そうすれば、今、百十何ヘクタールで止まっている市内の有機農産物の耕作面積がもっと増える可能性を十分秘めているのではないかと思います。

ただ、御存じのように、有機農業は天候や害虫などにも振り回される手法ですし、有機農業をしても隣で慣行農業をしていては、有機農業と慣行農業の双方に影響を及ぼす可能性があります。場所や地理的な問題もあり、なかなか理想どおりには進まない現状がどうしてもございます。

富山県はもともと野菜の生産が少ないので、コメから野菜に切り替えることはなかなかおいそれとはいかない問題もあり、いろいろな課題がございます。ただ、環境に優しい、環境負荷を軽減する有機農業は国でも推奨しておりますし、我々としてももっと広めていきたいのです。できる限り有機農業で扱う品目を増やしていきながら、いろいろな研修会や、あるいは学校給食などを通して、広く普及させることができるように、これからも頑張っていきたいと思っております。

#### 鋪田委員

有機農業も地場産品も、コスト的な問題は担当課とのやり取りの中でも必ず出てくる話であります。そうするとコスト負担をどのようにしていくのかということ、税金だけで取り組んでいくのか、あるいは最近では民間の力も借りるという話もあります。ふるさと納税や企業版ふるさと納税等を生かすという方法もありますが、現在のところ、本市のふるさと納税の使途として、市政全般「人・まち・自然が調和する活力都市とやまの推進」にしか該当しないのです。このような個々の施策については、今のところ、市長が専権でできる分野のものにしか当てはまらないのではないかと思います。有機農業や地場の農業の推進などについて、ふるさと納税を活用できるように今後いろいろ調査・研究などをしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

農林水産部長 農林水産部では今年度から農林水産物ウェブ販売支援事業を始めまして、今、盛んに行われているインターネットでの農産物販売について、その方法が分からない生産者の方を手助けしようと事業を進めております。

その中の1つにふるさと納税があります。御承知のように、ふるさと納税の返礼品の中に富山市の地場産品が少ないという現状がございますので、それをもっと活用できないかと今年度いろいろなことに取り組み、返礼品を増やしていこうとしています。その中で有機米なども活用できたらいいと思っています。

有機米を作っておられる方の中には、単独でしっかりと出口をつくっておられる方もいらっしゃいます。そのような方をいろいろと参考にしながら、我々もできるところを手伝っていきたいと思います。

鋪田委員 最近いろいろな新しい取組にどんどんチャレンジしていっていらっしゃることは承知しております。そのためにいろいろと議案が上がってきます。取材に来ておられる報道機関にも今日の内容を取り上げていただいて、市全体でいろいろなことに取り組んでいることが分かればいいと思いますし、そのようなメッセージによって、農業にチャレンジしてみようかという機運や空気が生まれたらいいと思っています。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、経済教育委員会農林水産部所管分を終了いたします。

これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願

たいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和7年12月定例会の経済教育委員会を閉会いたします。

令和7年12月定例会  
経済教育委員会記録署名

委員長 豊岡達郎

署名委員 大島 満

署名委員 鋪田博紀